

佐賀県選挙管理委員会告示第三十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十三年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 資金管理団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊藤一之後援会	伊藤 一之	毛利 治	唐津市栄町二五七八 一五
古賀照子後援会	古賀 照子	松本 光吉	鳥栖市養父町四七 二
宮崎健後援会	宮崎 健	宮崎 節子	唐津市熊原町三一三〇 番地の二
山口忠孝後援会	山口 忠孝	山口 忠孝	嬉野市嬉野町大字下宿 丙九五番地一
山本よしあき後援会	山本 義昭	徳川 貞幸	佐賀市三瀬村藤原三六 八一番地口

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あしづか典子後援会	筒井 孝子	森 恵子	嬉野市塩田町大字馬場 下甲一七四五 一
池田義正後援会	武藤 恭博	池野 保	佐賀市諸富町大字山領 九八四番地
伊東和孝後援会	筒井 治喜	伊東 幸枝	神埼郡吉野ヶ里町石動 二七七四
内川隆則後援会	公門 輝男	東 定信	鳥栖市神辺町一五七〇 一一二

宮崎繁則後援会	三浦まさゆきとグ ーンス	松尾幸長後援会	ますだ清後援会	前田かつなり後援会	福島龍一後援会	深村繁雄後援会	林清利後援会	野田ヨシ工後援会	野口勝義後援会	竹下ひろし後援会	そえじま義和後援会	副島敏之後援会	重松徹後援会	志岐さとる後援会	佐藤たかよし後援会	酒井靖夫後援会	大島恒典後援会	江頭弘美後援会
峰松 實	増本 亨	瀬戸 康孝	大森 斉	野中東太郎	藤川 謙二	深村 繁雄	向井 寛	武富健治郎	松尾 増男	川崎 司	桜木 豊	大川内政幸	山田喜一郎	島 和博	佐藤 隆信	久保山善治	大島 恒典	堤 真佐武
田村 良典	尾原美智子	増本 和久	益田 由美	前田 善弘	福島 京子	深村 辰芳	向井 寛	吉田 正行	川崎 信義	竹下志元子	大財 森一	淵野恵美子	重松 弘明	島田 秀徳	宮原 功	久保山八郎	大島 恒典	末次 直栄
嬉野市塩田町大字谷所 甲三三三八三番地イ	唐津市弓鷹町一五一〇 二二 金田ビル三階	六の一〇	唐津市千代田町二五六 原古賀七〇一五五	伊万里市南波多町小麦 原二九番地二	佐賀市中央本町二番一 六号	嬉野市塩田町大字真崎 九一六番地一	四	佐賀市東佐賀町二一 番地	鳥栖市藤木町二二三六 番地	八七六番地	佐賀市川副町犬井道一 八七六番地	佐賀市大和町大字東山 田三九七一	古賀一四四三	八	江口一三二五	鳥栖市原町九〇二番地	甲三二九八二	佐賀市諸富町大字大堂 九三八番地